

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

せいかつ ほ ご しんせい きぼう かた そうだん
生活保護の申請を希望される方や、ご相談のあ
かた せいかつ ふくしか ほんちようしゃ かい ばんまどぐち
る方は、生活福祉課（本庁舎1階⑨番窓口）に
もう で
お申し出ください。



かわごえしますこっときゃらくたー
川越市マスコットキャラクター ときも

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり せいかつ ほ ご ひつよう かのうせい
生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性は
どなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください

せいかつ ほ ご せいど しく しんせい てつづ せつめい
この「しおり」は、生活保護制度の仕組みや申請の手続きについて説明した
ものです。詳細やご不明な点は、生活福祉課へお問い合わせください

かわごえししゃかいふくしじむしょ
川越市社会福祉事務所

かわごえしふくしぶせいかつふくしか
(川越市福祉部生活福祉課)

れいわ ねん がつがいてい
令和8年6月改訂

せいかつ ほ ご 生活保護とは



せいかつ ほ ご けんぽうだい じょう せいぞんけんほしょう りねん もと せいかつほごほう じっし
生活保護は、憲法第25条（生存権保障）の理念に基づく生活保護法により実施される
もので、生活に困窮している世帯に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を
おこな けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう じりつ たす もくてき
行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助けることを目的
とした制度です。

せいかつ ほ ご う ばあい 生活保護を受けられる場合

せいかつ ほ ご げんそく せたい たんい りよう う しさん のうりよく (※1)、
生活保護は原則として世帯を単位とし、その利用し得る資産（※1）、能力（※2）、
た せたい せいかつ かつよう ひつよう ほか ほうりつとう
その他あらゆるものを世帯の生活のために活用することが必要です。また、他の法律等
による ぎゅうふ ねんきんとう ふようぎむしや えんじょ う ばあい えんじょ せいかつ ほ ご
給付（年金等）や扶養義務者の援助が受けられる場合は、それらの援助は生活保護
ゆうせん
に優先します。

しさん のうりよくとう かつよう ほか ほうりつとう きゅうふ ふようぎむしや えんじょ
そのような資産、能力等の活用、他の法律等による給付や扶養義務者の援助により
え せたい しゅうにゅう くに きじゆん さいていせいかつひ すく ばあい せいかつ ほ ご
得た世帯の収入が国の基準による「最低生活費」より少ない場合に生活保護をうける
ことができます。

しさんとう しょぶん かんりよう しんせい
なお、資産等の処分が完了しないと申請できないということはありませんので、ま
ずはご相談ください。

りよう う しさん (※1) 利用し得る資産

よちよきん かくしほけん じどうしゃ ふどうさん とち かおく とう ちょうさ しょぶん ばいきやく
預貯金・各種保険・自動車・不動産（土地・家屋）等については調査により処分（売却）
しどう しさん ほゆうよういん しさん ほんだん ゆうかしょうけん ききんぞく
指導する資産なのか保有容認する資産なのかを判断します。有価証券・貴金属などは
ばいきやく せいかつひ かつよう ひつよう
売却して生活費として活用していただく必要があります。

ふどうさん りばーすもーげーじ ふどうさんたんぽがたせいかつしきん りよう かのう
（不動産については、リバースモーゲージ（不動産担保型生活資金）の利用が可能で
あれば、この制度を優先して利用していただきます。）

りよう う のうりよく (※2) 利用し得る能力

じぶん も のうりよく おう しゅうろう きゅうしよくかつどう びょうきりょうよう せんねん
自分の持っている能力に応じ、就労または求職活動をし、病気療養に専念する
など、生活の維持向上に努める必要があります。

せいかつ ほ ご しんせい て つ つ な が 生活保護申請手続きの流れ

相 談

生活保護の相談については、市役所（生活福祉課）が窓口になります。生活保護制度の仕組みなどの説明、申請意思の確認等を行います。また、電話相談もできます。

- [相談受付時間] 月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）
午前8時45分～午後4時（正午から午後1時までを除く。）
（相談内容により、1～2時間程度掛かることがあります。）

しんせい て つ つ 申請手続き

生活保護の申請意思のある方は、申請書を提出してください（提出が困難な場合はご相談ください）。本人のほか、家族またはその他の同居する親族が申請できます。ただし、急迫した状況にあるときは、申請がなくても保護を開始することがあります。申請後は調査に当たって必要な書類（同意書、各種申告書等）を速やかに提出してください。なお、申請は口頭でも可能ですが、その際は必要事項の聞き取りを行います。

ちやう さ 調 査

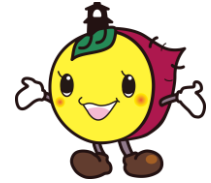
申請すると、原則1週間以内に調査担当員（ケースワーカー）が家庭訪問を行い、生活状況や収入・資産状況、その他生活保護を受けるための要件などを調査します。（さまざまな調査内容が他人に漏れることはありません。）
* 生活保護決定後も、収入、資産状況等についての調査を行います。また、世帯の状況等を把握するために定期的に家庭訪問を行います。

けつ てい 決 定

調査に基づき、生活保護が受けられるかどうか書面でお知らせします。

※ 生活保護が受けられるかどうかは、申請のあった日から原則14日以内（特別な理由で調査に時間を要したときは最長30日まで）に通知します。

生活保護の調査と審査



●調査で確認をすること

生活保護は、利用し得る資産、能力、その他のあらゆるものを生活の維持のために活用することが前提となります。このため、次の(1)～(4)の各項目について、調査で確認します。

(1) 資産の活用

- ① 保有する現金、預貯金は生活費として活用していただく必要があります。
- ② 高価な貴金属や有価証券などは売却し、生活費として活用していただく必要があります。
- ③ 生命保険は解約し、その返戻金を生活費として活用していただくこともあります。

※ 調査により保有容認または処分指導等の検討をします。

掛金が少額で貯蓄性がないものや、解約返戻金などが一定額以下の場合、保有が認められる場合があります。

- ④ 自動車、バイク（一定の要件を満たした125cc以下を除く。）は売却し、生活費として活用していただくこともあります。

※ 調査により保有容認または処分指導等の検討をします。

- 6か月以内の就労により、保護からの脱却が確実に見込まれ、保有する自動車の処分価値が小さい場合、6か月を限度に処分指導が保留される場合があります。
- 病気や障害のある方の世帯において、最低生活の維持に必要である場合などは、保有が認められることがあります。

※ 保有を認められた理由以外の用途で運転することは認められません。

- ⑤ 不動産（土地・家屋）は売却し、生活費として活用していただくこともあります。

※ 調査により保有容認または処分指導等の検討をします。

- 現に居住しているなど、活用されているものは、調査により保有が認められることがあります。（その場合でも、処分価値が利用価値に比べて著しく大きい場合は、保有が認められません。）
- 高齢者（65歳以上）の世帯で、所有する不動産の価値により、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の貸付制度を案内する場合があります。

(2) 能力の活用

自分の持っている能力に応じ、就労または求職したり、病気療養に専念するなど、生活の維持向上に努める必要があります。働くことができる方は、その能力に応じて働いて収入を得る努力をしてください。必要に応じて仕事を探すことの支援も可能です。病気や障害により働くことが難しい方には、医師等の意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。

(3) 扶養義務者への照会

親や兄弟姉妹、子などの扶養義務者への照会は、扶養義務の履行が期待できる方に対して行います。扶養義務の履行が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的には照会を行いませんので、お申し出ください。

(扶養義務の履行が期待できない方の例)

- ・生活保護を受けている方、福祉施設入所中の方、長期間入院中の方
- ・おおむね70歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働者の方
- ・特別な事情があって明らかに扶養ができないと考えられる方
- ・交流が断絶している方（10年程度音信不通等）

(扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方の例)

- ・家庭内暴力を受けて逃げている相手
- ・過去に虐待を受けていたことがある相手

(4) 生活保護制度以外の活用

年金や各種手当など、他の制度で受けられるものがあれば、生活保護に優先して受けることとなります。

例：公的年金、雇用保険、健康保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険、障害福祉サービス等

生活保護の審査(保護費の決め方)

生活保護は、最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入額が最低生活費の額に満たない(不足する)場合に、その不足する分が生活保護費として支給される仕組みになっています。保護は世帯を単位として行います。同一の住居に居住し、生計を一にしている方は、原則として同じ世帯となります。

最低生活費とは

生活保護基準を基に、世帯の状況に応じて計算された額です。

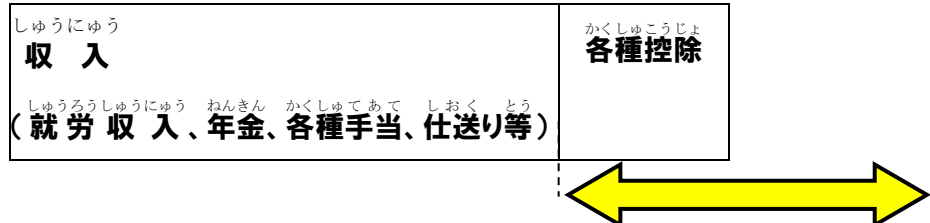
収入とは

働いて得た収入、年金や各種手当、親族からの援助、預貯金、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入等、世帯員全員の収入を合計したのになります

生活保護を受けることができる場合

収入が最低生活費を下回る場合は、不足分が支給されます。

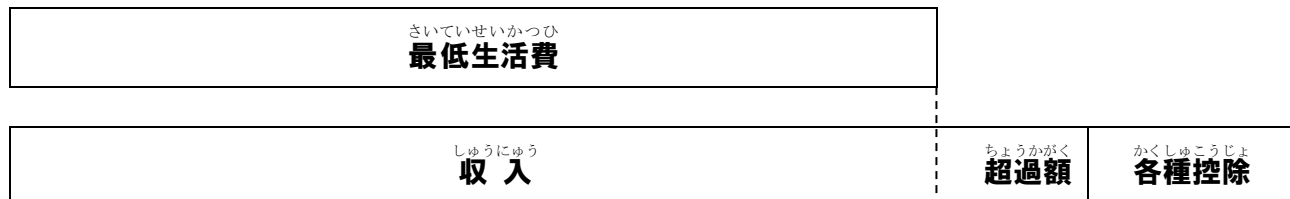
最低生活費(世帯の人数や年齢などによって決定されます)



この部分が生活保護費として支給されます

生活保護を受けることができない場合

収入が最低生活費を上回る場合、保護は受けられません。または、受けられなくなります。



※控除⇒収入から除かれる(差し引かれる)ことです。控除された分は手元に残ることになります。

生活保護が開始されたら



生活保護には次の8種類の扶助があり、その世帯の状況に応じて国が定める基準によって支給されます。

1 生活扶助

食費、水道光熱費、衣服等
 日常の暮らしのための費用を年齢、世帯の人数などで算定されます。



5 介護扶助

介護認定を受けている方が介護サービスを受ける際の自己負担は、原則発生しません。



2 住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修等の費用を支給します。



6 出産扶助

出産に掛かる費用を支給します。



3 教育扶助

学用品、教材費、給食費等
 義務教育のための費用を支給します。



7 生業扶助

仕事に就くための技能、資格習得のための費用、高等学校就学のための費用等を支給します。



4 医療扶助

病気やけがのため病院や薬局に掛かる費用は保険診療範囲内であれば、原則自己負担は発生しません。

また、眼鏡、装具等の治療材料などを支給します。



8 葬祭扶助

葬祭に必要な費用（葬儀を行う扶養義務者がなく、保護を受給している方が葬祭を行う必要がある場合等の費用）を支給します。

なお、特別の需要がある方に対応する加算や一時扶助などがあります。

(世帯の状況に変化が生じた時には、担当ケースワーカーに報告・相談してください)

■ 加算の例：妊産婦加算、障害者加算、児童養育加算、母子加算等

■ 一時扶助の例：被服費、家具什器費、移送費、入学準備金等

■ 就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に支給できる場合があります。

■ 進学・就職準備給付金

生活保護世帯の子どもが高校を卒業し、大学や専門学校などに進学または就職する際に支給できる場合があります。



●生活保護費の支払い

① 毎月の生活保護費

・振り込みの場合は、原則月初めの平日に指定口座に振り込みます。

・窓口支給の場合は、毎月5日（休日の場合は直前の平日）に支給します。

② 臨時の生活保護費

・住居の契約更新料や通学定期代など、一時的に必要となる生活保護費について支給することもあります。

※生活保護受給中は、申請によって減額または免除を受けることができます。

- | | |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> NHK放送受信料 | <input type="checkbox"/> 市県民税、固定資産税 |
| <input type="checkbox"/> 国民年金保険料 | <input type="checkbox"/> 住民票などの交付手数料 |
| <input type="checkbox"/> 自立支援医療の上限負担額の変更など | |

※詳細については各担当窓口または担当ケースワーカーに確認してください。

権利と義務

生活保護は、最低生活の維持のための給付であり、保障される権利があります。

その一方で、守っていただかなければならない義務もあります。

【権利】●権利として保障されること

- ① 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を受けられなくなるなどの不利益を受けることはありません。
- ② 生活保護費など生活保護により支給された金品は、税金を掛けられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ③ 生活保護の決定事項に疑問があるとき、生活保護申請の却下、変更、停止または廃止の決定に不服があるときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に埼玉県知事に対して、審査請求をすることができます。

【義務】●守っていただくこと

- ① 働くことのできる方は働いて収入を得る努力を、病気等で働けない方は療養に専念し、自立に向けた努力をしてください。保護受給中は、自分の健康保持・増進に努め、計画的に決められた保護費により家計をやりくりし、健康でより良い生活状態を作りあげるよう努めてください。
- ② 住宅の家賃、学校給食費や教材費などは、それぞれの用途のために支給しているものですので、その目的のために使用してください。家賃や学校給食費は、社会福祉事務所が直接相手方に振り込む代理納付の制度もあります。
- ③ 収入やその他事由により世帯の状況に変化があるとき（※）には、速やかに申告をしてください（例：「収入申告書」・「資産申告書」・「勤務状況報告書」・「求職活動状況・収入申告書」等の申告）。世帯主だけでなく、世帯員の状況に変更があったら申告してください。例えば、働ける年齢の方（義務教育終了後の15歳以上、高校生等未成年も含む。）の収入も申告対象になります。また、高齢・障害・入院等の理由で働いて収入を得ることができない人も少なくとも12か月ごとに収入がなかったことを申告してください。
- ④ 世帯の保有する資産の状況を、少なくとも12か月ごとに申告してください
- ⑤ 担当ケースワーカーは、定期的な家庭訪問（訪問調査）を行いますので、家庭訪問に協力してください。
- ⑥ 生活の維持・向上などの目的を達成するため、ケースワーカーから指導・指示をすることがあります。**正当な理由なく、指導・指示を守っていただけない場合は、やむを得ず生活保護の程度変更・停止・廃止をすることがあります。**

※世帯状況に変化があるときの例

- 家族に変化があるとき。(結婚・出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故等)
- 住所・家賃・地代等が変わるとき。(転居などについては必ず事前に相談してください。)
- 給与の受領、年金手当の受領、保険金の受領等による収入があるとき。
- 就職や離職をしたとき。
- 求職活動をしているとき
- 健康保険の資格を取得または喪失したとき。
- 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき。
- 帰省などで家を長期間留守にするとき。
- その他、生活状況に大きな変化があるとき。
大学(専修学校・各種学校の一部を含む。)での就学が、世帯の自立助長の観点から特に効果的と認められれば、世帯分離できる場合があります。

※収入があるときの例

なお、事例は一部です。収入はすべて申告が必要です。正しく申告されないと不正受給として取り扱うことがありますので、ご注意ください。

- 給料、ボーナス(賞与)等があったとき。
- パート、アルバイト(高校生含む。)収入などがあったとき。
- 年金、福祉手当などの公的手当があったとき。
- 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき。
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき。
- 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき。
- 債務整理による過払金の戻りがあったとき。
- 敷金の戻りがあったとき。
- 不動産など資産の売却益があったとき。

ただ しんこく い か こうじょ しゅうにゆう にんてい と あつか
**正しく申告すれば、以下のような控除や収入として認定しない取り扱いが
受けられます。**

■就労収入に対する控除

きそこうじょ しゅうろうしゅうにゆう ばあい きゅうよそうがく おう いってい きんがく こうじょ
基礎 控除 就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

さいみまんこうじょ さいみまん かた しゅうろう ばあい き そ こうじょ いってい きんがく こうじょ
20歳未満控除 20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除され
ます。

そ た の 他 の ひつようけいひん しやかいほけんりょう しょとくぜい つうきんこうつうひどう ひつよう
必要 経費 社会保険料、所得税、通勤交通費等の必要
けいひ こうじょ
経費が控除されます。

■高校生のアルバイト収入

こうこうせい ある ばい と しゅうにゆう じゅぎょうりょう ふそくぶん しゅうがくりょこうひ がくしゅうじゅくだい
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代など
そうきじりつ あ みとめられたものは、収入として認定しない取り扱いとなりま
す。

た じりつこうせい ひよう みと しゅうにゆう にんてい
※その他、自立更生のための費用と認められたものについても、収入として認定しない
と あつか ばあい しんこく さい そうだん
取り扱いができる場合がありますので、申告する際にご相談ください。

せいかつほごじょう かりいれきん ちじん しんぞく しやっきん かーど ろーん きゃっしんぐとう
生活保護上、借入金（知人・親族からの借金、カードローン、キャッシング等）は
げんそくしゅうにゆうにんてい しょうかんきん ひつようけいひん こうじょ げんじつ かりい
原則収入認定となり、償還金は必要経費として控除されないの、現実に借り入れ
りてん はありません。ただし、じりつこうせい もくてき さい じぜん しやかいふくし
る利点はありません。ただし、自立更生を目的とするものであって、事前に社会福祉
じ ねいしやちよう しょうにん げんじつ しゅし そく しょう
事務所長の承認があり、かつ現実に趣旨に則して使用されているものであれば、
しゅうにゆう にんてい ばあい
収入として認定されない場合もあります。

なお、すでにふさいがある場合は、法テラスなどに相談してください。

生活保護費の返還と不正受給

●生活保護費の返還

さししまった事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、既に支給された生活保護費(医療費や介護費を含む。)を速やかに返還していただくことになります。

※医療費は10割の給付をしている(社会保険加入者を除く。)ことから原則としてその全額が返還の対象となります。

たとえば次のような場合です。

- ① 不動産(土地・家屋)などが売れたとき。
- ② 生命保険などの保険金などを受け取ったとき。
- ③ 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき。
- ④ 交通事故などで示談金や補償金などを受け取ったとき。

●不正受給をした場合

事実と違う申告をしたり、収入申告義務を怠るなどして、生活保護を受けたときは、支給額の全部または一部を徴収します。なお、不正受給の内容等によっては、刑事告訴等を検討します。

びょういん か 病院に掛かるとき



- ① 病院に掛かるときは、「医療券」もしくは「診療依頼書」が必要となります。「医療券」などは市役所(生活福祉課)または市民センターで交付します。

なお、緊急の場合や夜間、休日などに受診した場合は、後日「医療券」の交付を受けてください。

- ② 受診するときは、生活保護法で指定されている病院・医院で受診してください。指定されていない病院・医院で治療を受けたときは、医療費全額を自己負担で支払わなければならないことがありますので、事前にケースワーカーに確認してください。

- ③ 公共交通機関を利用した移送費(通院交通費)は経済的かつ合理的な経路及び交通手段に限り支給が認められます。申請時には「保護変更(移送費)申請書」を提出してください。ただし、タクシー代については、主治医による「要否意見書」と「領収書(の写し)」が必要になりますので、事前にケースワーカーに相談してください。

④ 柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうの治療を受けるときは、事前にケースワーカーに相談してください。

⑤ メガネやコルセットのほか、治療に要するものが必要なときには、購入前にケースワーカーに相談してください。

⑥ 社会保険のある方は、保護開始後も保険証が使えますので、必ずケースワーカーに届出てください。また、新たに社会保険に加入し保険証が交付された場合や社会保険を脱退した場合も、必ずケースワーカーに届出てください。

⑦ 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、原則として後発医薬品が調剤されます。



かいごさーびす 介護サービス

- ① 要介護認定を受ける必要があるため、介護保険課で申請を行ってください。
- ② 介護サービスを受ける際に、介護保険証、ケアプランの写しなどの提出が必要になります。詳しくはケアマネジャーや担当ケースワーカーなどに相談してください。

ちくたんとういん けーすわーかー 地区担当員(担当ケースワーカー)

地区担当員（担当ケースワーカー）が定期的に家庭訪問や世帯の状況把握、保護決定に必要な調査などを行います。

生活の維持・向上、その他生活面でお困りのことがあれば、ケースワーカーに相談してください。お聞きした内容などの秘密は守られます。

みんせいいいん 民生委員

民生委員は、身近な相談役として地域の中から選ばれ、担当区域で地域の皆さんが安心して暮らせるように見守りや相談・支援を行っています。社会福祉事務所との連携もとれていますので、お近くの民生委員にも相談してください。

MEMO

MEMO



かわごえし ふくしぶ せいかつふくしか
川越市 福祉部 生活福祉課

でん わ ちよくつう
電 話:049-224-5784(直 通)

ふあつくす
FAX:049-224-6148

いーめーる
E mail:fukushi★city.kawagoe.lg.jp

へんこう
「★」を「@」に変更してください